

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税:義(国税2) 法人住民税:義、法人事業税:義(自動連動)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・ 延長 】 【 単独 ・主管・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 関西文化学術研究都市建設促進法(昭和62年法律第72号。以下「関西学研法」という。)に基づいて整備される文化学術研究施設のうち、研究所用施設に係る建物及び附属設備並びに機械及び装置で一定の規模以上の償却資産については普通償却に加え、初年度の特別償却を認めている。 建物及び附属設備(取得金額4億円以上) 特別償却率 6/100 機械及び装置(取得金額400万円以上) 特別償却率 12/100 ※対象資産を新設又は増設したものに限定。	
		《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、令和9年3月31日までとする。	
		《関係条項》 関西学研法第10条 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第44条 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の4	
5	担当部局	国土交通省都市局まちづくり推進課	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和6年8月 分析対象期間:令和3年度～令和8年度	
7	創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和62年度:創設 ・平成元～25年度:延長及び特別償却率の縮減等 ・平成27年度:延長(対象資産を新設又は増設したものに限定) ・平成29年度:延長(資金額要件の引上げ) ・平成31(令和元)年度:延長(資金額要件の引上げ) ・令和3年度:延長(資金額要件の引上げ) ・令和5年度:延長(資金額要件の引上げ) 	
8	適用又は延長期間	2年間(令和7年度～令和8年度)	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>関西文化学術研究都市(以下「学研都市」という。)の建設は、関西学研法に基づき、文化、学術及び研究の拠点となる都市づくりを目指すものであり、我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に資することを目的としており、現在、世界トップレベルの研究開発型オープンイノベーション拠点を目指して取り組んでいるところである。</p> <p>具体的には、「第三次国土形成計画(全国計画)」(令和5年7月閣議決定)では、学研都市の目指す研究開発及び成果の事業化を図る分野について、前回計画(平成28年8月閣議決定)か</p>

		<p>ら、情報通信、バイオ、食関連等の分野について新たに追記し、その集積について、大学、研究機関等は重要な知的・人的資源であることから、我が国全体の発展に貢献するよう活用することを位置付けている。</p> <p>加えて、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月閣議決定）においても、企業、大学、公的研究機関などの多様な主体による連携・共創の舞台となるオープンイノベーションの拠点として、学研都市が明記されているところである。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>【関西学研法】</p> <p>第10条</p> <p>・国は租税特別措置法の定めるところにより、関西文化学術研究都市の建設に必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>【関西学研法に基づく基本方針】(昭和62年9月決定)</p> <p>第1章 都市建設の目標</p> <p>2. 都市の機能</p> <p>(1)文化を冠した学術研究都市として、高度な文化拠点としての機能、新たな文化・学術・研究の推進、及び新たな産業の創出を牽引する機能の整備を図る。</p> <p>＜政府方針＞</p> <p>【国土形成計画(全国計画)】(令和5年7月28日閣議決定)</p> <p>第2章 産業に関する基本的な施策</p> <p>第1節 GX・DXを始めとする産業の国際競争力の強化とイノベーションを支える環境整備、科学技術を支える基盤の強化と人材の育成(知的対流拠点の整備等によるイノベーションの創出と円滑な事業化)</p> <p>・最先端医療技術を始めとする健康・医療分野や、情報通信、バイオ、環境・エネルギー等の分野、「食」に関連する分野における研究開発及び成果の事業化を目指す関西文化学術研究都市の集積や、(中略)を始めとして、大学、研究機関等は重要な知的・人的資源であることから、我が国全体の発展に貢献するよう活用する。</p> <p>【第6期科学技術・イノベーション基本計画】(令和3年3月閣議決定)</p> <p>第2章 Society5.0の実現に向けた科学技術・イノベーション政策</p> <p>1. 国民の安全と安心を確保する持続可能で強靱な社会への変革</p> <p>(4)価値共創型の新たな産業を創出する基盤となるイノベーション・エコシステムの形成</p> <p>・企業、大学、公的研究機関などの多様な主体による連携・共創の舞台となるオープンイノベーションの拠点として、筑波研究学園都市及び関西文化学術研究都市の形成などを進めてきている。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標Ⅶ 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する</p>

		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>学研都市にふさわしい文化学術研究施設の立地を促進し集積度を高め、総合的な集積メリットが発揮されることによって我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成し、新産業創出等国民経済の活性化に寄与することを目標とする。</p> <p>(測定指標)</p> <p>拠点形成、集積メリットの発揮のためには一定の施設の整備が必要なことから、施設整備率を令和6年4月時点で 55.5%のところ、令和9年度末までに概ね 60%以上とすることを目標としている。この点、延長要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度にあたる令和8年度末までには、立地予定に鑑み、施設整備率を概ね 58%とすることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>研究所用施設を新規に立地する企業の初期運営を優位にさせ、立地のインセンティブを与えることで、研究所用施設の集積を誘導する。その集積により大学や他機関との共同研究・交流や産学官連携等により研究開発の進展、研究開発を活かした新技術の創造と新産業の創出、地域の活性化といった効果が得られる。それにより政策目標である、我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に寄与する。</p>														
10	有効性等	① 適用数	<table border="1" data-bbox="598 974 1396 1086"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R3 (実績)</th> <th>R4 (実績)</th> <th>R5 (推計)</th> <th>R6 (推計)</th> <th>R7 (推計)</th> <th>R8 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 R3・R4実績値については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による。</p> <p>※2 R5～R8推計値については、現地立地予定企業あての聞き取り調査による。</p> <p>過年度の文化学術研究施設の新規立地は年平均3件程度であるのに対して、本特例措置は年1・2件程度(37年間でのべ45件)適用されている。この点、近年の学研都市における造成用地の状況に照らして、分譲可能な造成用地においては適切に企業立地が進捗しているところであり※、近年の適用件数及び延長期間の推計値は僅少とは言えない。</p> <p>実際に、本特例措置を活用した企業へヒアリングを行った結果、「研究施設の立地を決める際に、本特例措置の存在が大きな判断要素となった」等の意見があり、目標の施設整備率に向けて企業の集積を推進する上で本特例措置は有効な手段となっている。</p> <p>※ 近年(R3・R4)の適用数実績が1・0件となっているのは、令和4年4月時点では、文化学術研究施設用地として造成済の面積(企業が立地可能な面積)が 592ha なのに対し、整備済の地区若しくは具体的な立地の計画が既にある地区を除いた未分譲の地区は 19ha (造成済用地の3%強)であり、非常に限られたエリアだったことが一因であったと考えている。令和6年度には、狛田東地区(50ha)の造成工事が終わり、令和7年度から新規の企業立地が見込まれることから、適用数は段階的に改善されるものと考えており、施設整備率の達成目標の進捗も期待される。</p>	年度	R3 (実績)	R4 (実績)	R5 (推計)	R6 (推計)	R7 (推計)	R8 (推計)	適用件数	1	0	1	1	3	3
年度	R3 (実績)	R4 (実績)	R5 (推計)	R6 (推計)	R7 (推計)	R8 (推計)											
適用件数	1	0	1	1	3	3											

	② 適用額	(単位: 百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R3 (実績)</th> <th>R4 (実績)</th> <th>R5 (推計)</th> <th>R6 (推計)</th> <th>R7 (推計)</th> <th>R8 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>23</td> <td>221</td> <td>141</td> <td>99</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 R3・R4実績値については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による。 ※2 R5・R6推計値については、租税特別措置法施行令第28条の4第2号に基づく国土交通大臣証明に係る申請内容より、R7・R8推計値については、現地立地予定企業あての聞き取り調査による。</p>	年度	R3 (実績)	R4 (実績)	R5 (推計)	R6 (推計)	R7 (推計)	R8 (推計)	適用額	5	0	23	221	141	99													
	年度	R3 (実績)	R4 (実績)	R5 (推計)	R6 (推計)	R7 (推計)	R8 (推計)																						
適用額	5	0	23	221	141	99																							
③ 減収額	(単位: 百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R3 (実績)</th> <th>R4 (実績)</th> <th>R5 (推計)</th> <th>R6 (推計)</th> <th>R7 (推計)</th> <th>R8 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>1.1</td> <td>0</td> <td>5.3</td> <td>51.3</td> <td>32.7</td> <td>23.0</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0.1</td> <td>0</td> <td>0.4</td> <td>3.6</td> <td>2.3</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0.3</td> <td>0</td> <td>1.5</td> <td>14.8</td> <td>9.4</td> <td>6.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※適用額に税率を乗じることで、減収額を推計。 【法人税】 減収額＝適用額×税率(23.2%) 【法人住民税】 減収額＝法人県民税減収額＋法人市町村民税減収額 法人県民税減収額＝法人税減収額×税率(1.0%) 法人市町村民税減収額＝法人税減収額×税率(6.0%) 【法人事業税】 減収額＝法人事業税(収入割)減収額＋特別法人事業税減収額＋法人事業税(付加価値割)減収額 法人事業税(収入割)減収額＝適用額×税率(3.4%) 特別法人事業税減収額＝法人事業税(収入割)減収額×税率(76.0%) 法人事業税(付加価値割)減収額＝適用額×税率(0.7%)</p>	年度	R3 (実績)	R4 (実績)	R5 (推計)	R6 (推計)	R7 (推計)	R8 (推計)	法人税	1.1	0	5.3	51.3	32.7	23.0	法人住民税	0.1	0	0.4	3.6	2.3	1.6	法人事業税	0.3	0	1.5	14.8	9.4	6.6
年度	R3 (実績)	R4 (実績)	R5 (推計)	R6 (推計)	R7 (推計)	R8 (推計)																							
法人税	1.1	0	5.3	51.3	32.7	23.0																							
法人住民税	0.1	0	0.4	3.6	2.3	1.6																							
法人事業税	0.3	0	1.5	14.8	9.4	6.6																							
④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 文化・学術・研究の拠点形成に向けて整備が進められ、施設整備率は、令和6年4月時点で55.5%となっており、令和9年度末に概ね60%以上という目標に向けて、着実に推移している。 実際に、令和5年度までに本税制を利用して立地した企業は40施設・94haであり、全体の立地施設157施設・465haのうち、それぞれ25%・20%にあたる。 また、令和6年度～令和8年度に立地見込みの企業においても、聞き取り調査によると13.1haが本税制を活用して立地見込み(全体で19.9haが立地見込み)である。 (単位: %, ha) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R3 (実績)</th> <th>R4 (実績)</th> <th>R5 (実績)</th> <th>R6 (推計)</th> <th>R7 (推計)</th> <th>R8 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設整備率(%)</td> <td>54.1</td> <td>55.1</td> <td>55.5</td> <td>55.5</td> <td>56.9</td> <td>58.1</td> </tr> <tr> <td>整備済面積(ha)</td> <td>453</td> <td>462</td> <td>465</td> <td>465</td> <td>476</td> <td>486</td> </tr> </tbody> </table>	年度	R3 (実績)	R4 (実績)	R5 (実績)	R6 (推計)	R7 (推計)	R8 (推計)	施設整備率(%)	54.1	55.1	55.5	55.5	56.9	58.1	整備済面積(ha)	453	462	465	465	476	486							
年度	R3 (実績)	R4 (実績)	R5 (実績)	R6 (推計)	R7 (推計)	R8 (推計)																							
施設整備率(%)	54.1	55.1	55.5	55.5	56.9	58.1																							
整備済面積(ha)	453	462	465	465	476	486																							

			施設用地 面積(ha)	837	837	837	837	837	837
			<p>※施設整備率=(研究施設立地済面積／研究施設用地面積)×100 ※R3～R5実績値については、府県に対し実施した整備状況調査による。R6～R8推計値については、府県に対し実施した整備状況調査による近年の年間増加面積を記載。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置は、初期負担の軽減が図られることで、初年度のキャッシュフローが改善する効果があり、企業が立地の検討を行う際には、特例措置の有無が大きな判断材料の一つとなっている。</p> <p>この点、令和6年度に実施した学研都市に立地した企業を対象としたヒアリング※において、立地予定の企業から「立地にあたっては税制等の優遇施策の有無を踏まえて意思決定しており、新規立地及び事業拡大の際の大きなインセンティブとなった」といった意見が得られるなど、施設整備率の向上のための立地促進に当たっての直接的効果が見られる。</p> <p>※効果の把握方法 適用実績や見込み把握のための、各自治体へのアンケート調査に加えて、本特例措置の達成目標に対する直接的影響を把握するため、本税制特例を活用した、若しくは活用予定の民間企業を対象に令和6年4～6月にかけて電話ヒアリングを実施した。</p> <p>※ 前回記載していた施設立地数は、国土交通省内での政策評価の参考指標に用いられていたものであるところ、達成目標が二重に設定されていたこと、また、施設立地数の目標の期間が令和7年度までであり、税制改正要望における適用期間の途中で切れることから、後者を今回削除することとした。なお、令和6年度4月時点の施設立地数は、157施設である。</p>						
		⑤ 租税減を是認する理由等	<p>近年、研究所用施設の増加数は横ばいとなっているものの、各自治体に調整状況を聞き取ったところ、今後3年間にわたって多数の研究所用施設の進出(現時点で12件)が見込まれている。</p> <p>学研都市における関連施設等の新規立地による集積度の高まりは、他機関との共同研究・交流等の促進や研究開発の進展、新産業の創出等による地域の活性化といった効果に繋がるものであり、併せて、このような学研都市への集積メリットが発揮されることは、我が国の文化等の発展及び国民経済の発達に寄与するものであるため、今後も租税減を是認するに足る効果が期待される。</p>						
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>研究施設は、一般的に収益性が低く、初期投資も大きくなるため、集積・整備の推進には初期負担を軽減するインセンティブが必要である。本特例措置は、特別償却により初期負担の軽減が図られることから、立地誘導する上で有効に機能しており手段としての確である。</p> <p>また、租税特別措置においては、法令に規定された要件に合致すれば、投資初年度の税の減免が受けられるため、予算の範囲内で対象が限定的である補助金等と異なり、事業の将来見込みが立て易い点、本特例措置は課税の繰り延べ効果をもたらすものであり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金等の予算措置と比べて国庫への</p>						

			<p>負担が少ない点からも妥当性が認められる。</p> <p>適用対象については、投資資金額が4億円以上のものに限定しており、一定規模以上の研究所用施設の立地を促進することにより、学研都市に文化、学術、研究の拠点を形成し、総合的な集積メリットの発揮に寄与するものであり、必要最低限の措置である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、学研都市内への研究施設の立地を促進することで、その集積メリットの発揮に寄与し、新産業の創出や雇用創出といった地域の活性化、さらには国民経済の発達等につながるため、地方公共団体が協力する相当性がある。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年8月(R4 国交 02)